

平成24年

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

第210回臨時会 3月29日開会

3月29日閉会

第210回

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

平成24年3月29日（木曜日）

第210回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会 平成24年3月29日（木）

出席議員（16名）

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
7番 村上 満 君	8番 管原 研治 君
9番 佐藤 巖 君	10番 庄司 充 君
11番 斎藤 万之丞 君	12番 吉野 敏明 君
13番 我妻 弘国 君	15番 沼田 善春 君
17番 海川 正則 君	18番 佐藤 吉市 君

欠席議員（2名）

14番 大坂 三男 君	16番 大宮 博吉 君
-------------	-------------

説明のため出席した者

理 事 長 風 間 康 静 君	理事長職務代理者 滝 口 茂 君
理 事 大 友 喜 助 君	理 事 村 上 英 人 君
理 事 梅 津 輝 雄 君	理 事 齋 清 志 君
理 事 佐 藤 英 雄 君	理 事 小 山 修 作 君
理 事 保 科 郷 雄 君	助 役 岩 間 利 裕 君
教 育 長 佐 藤 隆 夫 君	監 査 委 員 小 原 研 一 君
会 計 管 理 者 倉 繁 敏 行 君	総 務 課 長 佐 藤 克 也 君
企画財政課長 阿 部 和 之 君	滞納整理課長 小 形 治 君
介護保険課長 佐 藤 直 之 君	業 務 課 長 加 藤 弘 一 君
消 防 長 大 松 敏 二 君	次 長 宍 戸 克 美 君
管 理 課 長 勝 又 良 君	指 令 課 長 内 形 直 幸 君
教 育 次 長 岡 田 定 一 君	業務課技術補佐 阿 部 直 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 正 俊 君	書 記 佐 藤 貴 之 君
-------------------	---------------

議事日程

平成24年3月29日(木) 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 第10号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて
- 第 6 第11号議案 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第12号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
第13号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第 7 第14号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)
第15号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第4号)

午前10時38分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第10号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて

第11号議案 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

第12号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

第13号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

第14号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

第15号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）

午前10時 開会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただ今から、第210回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、14番大坂三男君、16番大宮博吉君からの欠席の届け出があります。

ただ今の出席議員数は16名であり、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（我妻弘国君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、蔵王町議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、5番佐藤長成君、6番馬場勝彦君を指定いたします。

○議長（我妻弘国君） この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。

3月6日付けで蔵王町議会議長となられました佐藤長成君でございます。

○5番（佐藤長成君） よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） 同じく蔵王町議会選出の馬場勝彦君でございます。

○6番（馬場勝彦君） よろしくお願ひします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番佐藤巖君、17番海川正則君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 御異議なしと認めます。よつて、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど申し上げましたように、蔵王町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、蔵王町議会選出の馬場勝彦君を3月9日付けで指名選任いたしました。

続きまして、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） おはようございます。

本日ここに、第210回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、年度末で公私ともに御多忙中のところを御出席いただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼を申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました蔵王町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました佐藤長成議員及び馬場勝彦議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めて御就任のお祝いを申し上げます。今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて行政報告といたしましては、まず、（仮称）仙南クリーンセンター整備に係るその後の取組み状況についてであります。前回の議会定例会でも申し上げましたが、組合理事会として角田市から要望があった角田市活性化要望事業の3施策及び毛萱地区地元対策要望事業の26項目、総額6億5,937万円を上限として、ほぼ要望どおり承認することで決定したことを受け、さらに、施設整備について一層の理解を深めていただくため、去る3月1日、地元地区民58名により新潟市巻清掃センターの先進地視察を行ったところであります。

その後、3月16日に、角田市との共催により毛萱地区民住民説明会を開催し、大友角田市長同席のもと、角田市活性化要望事業及び毛萱地区地元対策要望事業の概要について、生活環境影響調査に係る秋季、冬季調査の結果概要について及び新ごみ処理施設整備に係る公害防止条件並びに情報の開示について説明を行ったところであります。

次に、去る3月28日に開催されました第5回仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会についてであります。委員会は非公開と公開とに分かれ、非公開の会議においては本組合にとって望ましい事業方式について検討をいただき、公開の会議では、最終処分場の延命化年数に関する再評価、2番目として、事業方式と今後の課題、3番目として、放射性物質への対応、4番目、答申案について協議をいただきました。この結果である答申書については、委員による最終確認の後、新年度早々には理事会に提出いただけるものと考えており、議会に対しましても速やかにお知らせをしてみたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

日程第5 第10号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第5、第10号議案消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについてを議題といたします。

理事長からの提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第10号議案、消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

この件については、去る12月27日の第207回議会定例会において、契約の目的が消防救急無線設備災害復旧工事、契約金額が消費税及び地方消費税を含め7億1,610万円、契約相手方が仙台市青葉区一番町三丁目1番1号 沖電気工業株式会社東北支社、完成期日を平成24年3月31日として契約締結の議決をいただいたところであります。その後、鋭意工事の進捗に取り組んできたところでありますが、請負業者より期限までの機器製作等の材料調達が困難であるとの理由で、完成期日の延期申請が提出され、理事会としてやむを得ないものと認め、申請どおり平成24年12月31日まで延期する変更契約を締結しようとするものであります。詳細については、後ほど消防長より説明をいたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、去る1月31日の第208回議会臨時会で工事請負契約の締結をお認めいただきました消防救急無線施設災害復旧工事の3物件につきましても、同様に請負業者から完成期日の延期申請が提出され、各物件とも組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額を下回っておりますことから、理事会にて請負契約の変更を決定いたしましたので御報告を申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 続いて、詳細説明を求めます。大松消防長。

○消防長（大松敏二君） ただ今の提案理由につきまして詳細説明をさせていただきます。

この消防救急無線設備、施設災害復旧工事につきましては、昨年の9月22日に補助事業の内示を受けまして、10月28日の議会定例会において事業費に伴う補正予算の承認をいただいたところでございます。先ほど理事長より説明がありましたとおり、国の補助事業ということから平成23年度の単年度事業として、12月27日の議会定例会において契約締結の承認をいただき、これまで鋭意工事に取り組んでまいったところでございますが、震災の影響による資機材調達等に困難が生じたことから、今回、工事期間の延期による変更契約の締結について御提案をさせていただいたところでございます。

それでは、今後の作業工程について御説明させていただきます。御存知のとおり、今回の補助事業につきましては、無線設備と無線施設の2本立てとなっております。

まず、最初に無線設備の工事でございますが、1つ目として通信指令装置への無線制御装置の据付工事を行います。

2つ目として、現在50台あります消防車両へのデジタル無線機及びAVM、これは車両動態監視装置でございますが、取付工事を実施いたします。この消防車両への機器取付けでございますが、1台につき約2日間程度かかる予定となっております。すべての車両へのデジタル無線機の取付け完了と同時に、現在使用しておりますアナログ無線からデジタル無線への切替えを行いまして、その後、現在使用しておりますアナログ無線機の取外し作業を実施する予定となっております。

そして3つ目として、無線中継所への無線機器の搬入取付け及び無線鉄塔へのアンテナ取付工事を行います。ただし、この工事につきましては、局舎及び鉄塔建設工事完了後に着手することとなります。

次に、無線施設工事でございますが、これは無線中継所の局舎及び鉄塔を管内5箇所建設するものでございます。丸森町と川崎町の造成工事につきましては、既に工事が完了いたしております、それぞれ局舎、鉄塔の建設工事に着手するところであります。

先ほども申し上げましたが、無線施設につきましては、工期を10月15日までとして理事会の承認をいただいておりますが、この無線施設の工事完了後に設備工事を実施することから、無線設備の工期につきましては12月31日までとして、今回、御提案申し上げるものでございます。

以上、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番村上満君。

○7番（村上満君） この1号、2号、3号物件の現在の進捗率はどうなっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。大松消防長。

○消防長（大松敏二君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

1号、2号、3号、いわゆる無線施設工事、中継所の5ヵ所の工事でございますが、現在、震災の影響によりまして、資機材調達及び作業員の手配、それに今回の大雪の影響によりまして大幅に工期が遅れている状況でございます。従って、現在の進捗状況といたしましては、各中継所ともに資機材の調達を行っている状態でございます。

先ほど申したとおり、川崎と丸森町の中継所の予定地の造成工事については、既に完了しております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問はありますか。（「ありません」の声あり）

他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより第10号議案消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を

お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第11号議案 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

第12号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会
共同設置規約の変更について

第13号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同
設置規約の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第6、第11号議案宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について及び第12号議案宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について並びに第13号議案宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第11号議案から第13号議案まで関連がありますので、3議案を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

当組合が加入しております宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の3団体の規約について、大河原町外1市2町保健医療組合からみやぎ県南中核病院企業団に名称変更となることに伴い、当該3団体からそれぞれの規約変更の依頼があり、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑にあたっては、議案名を示して行ってください。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は御

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第14号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

第15号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）

○議長（我妻弘国君） 日程第7、第14号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）及び第15号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長（風間康静君） 第14号議案仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）及び第15号議案仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に1,594万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,429万1,000円にいたそうとするものであります。

追加となる主な内容ですが、歳入では、角田衛生センター、大河原衛生センター及び仙南最終処分場における放射性物質の測定に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金、亘理名取共立衛生処理組合の家庭ごみ焼却に係るごみ処理費用負担金、全国市有物件災害共済会からの災害見舞金等となっております。

一方歳出では、歳入の亘理名取共立衛生処理組合の家庭ごみ焼却に係るごみ処理費用負担金等を基金積立てするほか、社団法人全国都市清掃会議を通して処理を委託しております使用済乾電池については、国内唯一の処理施設がある地元北海道北見市において被災3県からの搬入が停止されておりますことから、負担金及び委託料500万円ほどが未執行となり減額するものであります。このほか、平成23年度内の完成あるいは完了を目指して進めてまいりました事業のうち、年度内に支出を終わらない7件の委託、工事に

ついて繰越明許費を計上し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,890万9,000円にいたすとともに、一般会計と同様、1件の工事について繰越明許費を計上いたそうとするものです。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは、理事長の命によりまして3月補正予算について、詳細説明をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算（第6号）です。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,594万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,429万1,000円とするものです。続きまして、繰越明許費です。翌年度に繰越しして使用することができる経費といたしまして、第2表繰越明許費を定めております。次に、地方債の補正です。第3表地方債補正といたしまして、地方債の変更を行っております。

それでは、歳入歳出予算補正の歳入から説明をさせていただきたいと思います。8ページ、9ページお開きいただきたいと思います。

まず、3款の国庫支出金、1項国庫補助金で166万円の追加となっております。これは、あぶくま斎苑の災害復旧工事の発注残の減額に伴いまして、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金20万3,000円を減額するとともに、仙南最終処分場、角田衛生センター及び大河原衛生センターの放射性物質測定に係るモニタリング事業費補助金186万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、5款財産収入、1項財産運用収入におきまして、旧食肉センターの跡地の普通財産貸付料収入3万6,000円を追加するものです。

続きまして、10ページ、11ページお願いいたします。

8款諸収入、3項雑入といたしまして、1,434万6,000円を追加いたしております。これは、大河原衛生センターに係る互理名取共立衛生処理組合からのごみ処理費用負担金につきまして、予算計上額を上回って入ってくる見込みとなりましたので、1,300万円を追加するほか、全国市有物件災害共済会から東日本大震災に係る地震災害見舞金の交付がありましたので、総額で134万6,000円を追加するものです。

続きまして、9款組合債、1項組合債です。あぶくま斎苑の災害復旧債につきまして10万円の減額をするものです。あぶくま斎苑の工事発注残によりまして、130万円の減額となりましたが、法面復旧調査委託料の一部120万円が災害復旧債の対象となったことから、差し引きしまして10万円の減額となるものです。

以上が歳入予算の補正です。

続きまして、歳出予算の補正ですが、12ページ、13ページお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費で衛生施設整備基金積立金といたしまして3万6,000円を追加いたしております。これは、歳入の財産運用収入分を衛生施設整備基金のほうに積立てを行うものでございます。

続きまして、14ページ、15ページお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費です。1,298万円の追加となっております。まず、仙南リサイクルセンターに係る使用済乾電池の運搬処理委託料ですけれども、先ほどの理事長の提案理由の説明のとおり受取拒否によりまして、連絡会の負担金及び運搬処理委託料を皆減額しております。その他、亘理名取共立衛生処理組合からのごみ処理費用負担金の増によりまして大河原衛生センターの財政調整基金へ1,800万円の積立てを行うものです。

続きまして、16ページ、17ページお願いいたします。

5款消防費、1項消防費で共済組合負担金といたしまして142万3,000円を追加いたしております。

続きまして、6款教育費、1項教育総務費では教育委員会に係る費用弁償につきまして、教育委員会臨時会の開催増によりまして1万9,000円を追加いたしております。

続きまして、18ページ、19ページお願いいたします。

7款公債費、1項公債費では、消防無線のデジタル化に係る災害復旧費の支払いのため一時借入金の利子といたしまして117万9,000円を計上しておりましたが、不用となりましたので減額するものです。

続きまして、8款予備費ですが、歳入歳出予算調整のため444万8,000円を追加いたしております。

続きまして、20ページ、21ページお開きいただきたいと思います。

9款災害復旧費、2項保健衛生施設等災害復旧費で178万5,000円の減額となっております。これは、委託料、工事請負費の発注残の減額です。

以上が歳出予算の補正でございます。

続きまして、繰越明許費です。4ページお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費です。今回、補正で新たに繰越明許費を定めております。

まず1番上ですけれども、5款消防費、1項消防費の事業ですが、消防救急デジタル無線電波伝搬調査・基本設計業務委託料についてです。これにつきましては、宮城県と委託契約を結んでいるものですが、県からの通知によりまして、関係機関との調整に不測の期間を要したため年度内に完了できない見込みとなったことから812万2,000円の範囲内で翌年度に繰越しを行うものです。

続きまして、9款災害復旧費、1項消防防災施設等災害復旧費に係る事業です。消防

救急無線施設等施工監理委託料につきましては、消防救急無線施設及び設備の災害復旧工事の繰越しに伴いまして、826万4,000円の範囲内で翌年度に繰越しを行うものです。次に、消防救急無線施設災害復旧工事の第1号物件、これは大萩山基地局、雨塚山基地局に係る復旧工事ですが、この復旧工事で1億1,235万円を繰越します。同じく第2号物件、こちら太陽の村基地局、支倉基地局では1億4,070万円を、同じく第3号物件、離森基地局で5,460万円を、及び消防救急無線設備災害復旧工事で7億1,610万円をこの金額の範囲内で翌年度に繰越しを行うものです。これらの繰越しの理由といたしましては、東日本大震災の復旧工事の集中による資材の入手難及び労務者の手配調整難により年度内にその支出が終わらないため翌年度に繰越して使用するものです。

続きまして、9款災害復旧費、2項保健衛生施設等災害復旧費のあぶくま斎苑に係る搬入路法面復旧工事ですが、調査委託の完了後の発注となったため、発注時期が遅れまして、年度内にその支出が終わらないため2,992万5,000円の範囲内で翌年度に繰越して使用するものでございます。

続きまして5ページになります。

第3表、地方債の補正です。災害復旧事業に係る起債の限度額を10万円減額いたしまして、1,570万円とするものです。起債の方法、利率、償還方法につきましては変更ございません。

以上が一般会計3月補正予算です。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）です。補正予算書の23ページお開きいただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,890万9,000円とするものです。

続きまして、繰越明許費です。翌年度に繰越して使用することができる経費といたしまして、第2表、繰越明許費を定めております。

それでは、歳入歳出予算補正の歳入から説明させていただきます。28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰入金、1項繰入金です。40万1,000円を減額いたしております。災害復旧工事費の財源といたしまして財政調整基金からの繰入金を予算措置しておりましたが、歳出の発注残の減額に伴いまして同額を減額するものです。

続きまして、6款諸収入、2項雑入です。こちら一般会計と同様に、雑入といたしまして東日本大震災に係る地震災害見舞金52万9,000円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算の補正ですが、32ページ、33ページお開きいただきたいと思います。

3款災害復旧費、1項社会教育施設災害復旧費で40万1,000円を減額いたしております。これは、施設の災害復旧工事の契約が完了しましたので、その発注残を減額いたしてお

ります。

続きまして、前のページになりますが、30ページ、31ページお開きいただきたいと思います。

2 款の予備費ですけれども、歳入歳出予算調整のため52万9,000円を追加いたしております。

続きまして、繰越明許費です。25ページお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費になります。特別会計でも新たに繰越明許費を定めております。

3 款災害復旧費、1 項公立社会教育施設災害復旧費の施設災害復旧工事ですけれども、2 度の入札不調によりまして発注時期が遅れまして年度内に支出が終わらないため525万円の範囲内で翌年度に繰越して使用するものでございます。

以上で第14号議案一般会計補正予算（第6号）、第15号議案特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑ある方は、議案名とページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。6 番馬場勝彦君。

○6 番（馬場勝彦君） 議案14号の件なんですが、先ほどの理事長の提案理由の中に負担金、委託料500万減、それが使用済乾電池の処理に係わる件で減になったと。被災3県ということになってるんですが、なぜ、そういう理由、受入をされてないのか、もう少し細部の説明をいただきたいなと思っておりますし、もう1点は、今後、どのような対応になるのか、この件について説明をいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。助役。

○助役（岩間利裕君） それでは、馬場議員の御質問にお答えをいたします。

14ページ、15ページにあります使用済乾電池運搬処理委託料の492万円の減額についてでございますが、この使用済乾電池の処理につきましては、組合では毎年ですね、回収が終了する時期として、年度末の3月に広域回収処理を行っております社団法人全国都市清掃会議というところを通して処理を委託をしているところでございます。

この全国都市清掃会議では、昨年の8月に福島県内のある自治体からの乾電池の処理を依頼されたということでございますけれども、福島県内の乾電池等の放射性セシウムの自主測定を実施をしたということで、乾電池からは7ベクレル、それから蛍光灯も処理をしていただけてますけれども、70ベクレルというような結果があったということでございます。

全国都市清掃会議では、それほど高くない数値として認識をしていたわけですが、使用済乾電池の処理する施設、民間の施設でございますけれども、北海道の北見市にございます。そこを調整をさせていただいたということですが、安全性が確認できないので

当面の間、受入れをやめてほしいというようなことでございます。

全国都市清掃会議では、昨年の12月からこの安全性の確保と放射性物質について妥当な受入れ基準というものを関係省とか北海道庁とかですね、あるいは北見市等と安全検討委員会を立上げ、協議をしているということでございまして、まだ、その結果が出ていないということでございます。

今年度、先日の3月の26日、その社団法人全国都市清掃会議から通知がまいりまして、今年度2回ほど、会議を開いて検討してきたんですが、まだ結果が出ていないということで、このまま保管を続けていただきたいということで、今しばらくお待ちをいただきたいというような文書をいただいております。

組合といたしましては、23年度分と24年度分ですね、早急に結果を出していただいて、この分を早急に全国都市清掃会議を通じてですね、処理をしていただきたいなということで考えているところでございます。

全国で1ヵ所、唯一の施設ということになっているようでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問いいですか。（「ありません」の声あり）

他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第14号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第210回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時38分 閉会